

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
大阪府道路公社	<p>小口現金の使用について、「大阪府道路公社における小口現金の取扱いに関する実施要領」で、支払の都度、小口現金出納簿に記載しなければならないと規定されているが、小口現金出納簿の作成・記載がされていなかった。</p>	<p>小口現金の取扱いのルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府道路公社における小口現金の取扱いに関する実施要領】 (経費の支払)</p> <p>第6条 2 前項の支払については、支払の都度、小口現金出納簿（様式第1号）に記載しなければならない。</p> <p>要領様式第1号</p> <p style="text-align: center;">小口現金出納簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月日</th> <th style="width: 15%;">科 目</th> <th style="width: 20%;">摘 要</th> <th style="width: 15%;">収入金額</th> <th style="width: 15%;">支出金額</th> <th style="width: 25%;">差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">//////////</td> </tr> </tbody> </table> </div>	月日	科 目	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高													//////////						<p>小口現金の取扱いルールについて、改めて周知徹底を行い、平成28年12月支出分から、小口現金出納簿を作成している。</p> <p>今後は、「大阪府道路公社における小口現金の取扱いに関する実施要領」に基づき適正な事務処理に努める。</p>
月日	科 目	摘 要	収入金額	支出金額	差引残高																						
//////////																											

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年11月21日から同月22日まで）

規定に基づかない契約事務及び会計事務

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府都市整備推進 センター</p>	<p>規程に基づく事務処理が行われているか確認したところ、規程に基づかない事務処理を行っているものがあつた。</p> <p>1 月極駐車場の利用契約 月極駐車場管理規程では、2か月以上駐車場の利用がないときは、契約を解除するとされているが、2か月以上利用がなくても、契約を解除することはしていなかった。受検機関の説明では、当該規定は月極駐車場の稼働率が高く、契約を希望する者が多数存在した時代に作成されたものであり、現在は駐車スペースに余裕があることから、運用上、当該規定を適用していないとのことであつた。</p> <p>2 小口現金の残高照合 会計規程では、現金については10日毎に残高を関係帳簿と照会しなければならないとされているが、小口現金の残高照合が毎月10日及び月末の月2回しか実施されていなかった。</p>	<p>規程の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われた。また、必要と判断されるときは所要の規程改正を行われた。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【月極駐車場管理規程】 (契約の解除) 第8条 センターは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除するものとする。 (4) 利用者が正当な理由なく2ヶ月以上駐車場を利用しないとき。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【会計規程】 (現金、預金の残高照合) 第29条 金銭出納員は、現金については10日毎に、預金については毎月末取引金融機関の残高の証明できる書類により、それぞれ残高を関係帳簿と照会しなければならない。</p> </div>	<p>1 現在、駐車枠に余裕があるため、規定を保持し、適用する必要がないと認められるため、「月極駐車場管理規程」の第8条(4)を削除する規程改正を平成29年3月1日付けで行つた。</p> <p>2 小口現金を精算する10日と毎月末に出納簿と残高を照合するものと錯誤していたため、20日の残高照合ができていなかった。</p> <p>「会計規程」を再度課員で確認し、小口現金について、毎月10日毎に残高と出納簿の照会を行うよう改めた。 今後も適正な管理に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年11月28日から同月29日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府都市整備推進 センター</p>	<p>駐車場の管理運営事業において、自動ゲートを設置する駐車場では、月極契約者に対し1契約1機のゲート開閉リモコンを貸与している。 貸出中の数量は、顧客管理データにより把握されているが、予備品等を含む約500機の在庫数量は、把握されていなかった。</p>	<p>今後は受払簿を作成し、定期的に在庫確認を行う等、適切な物品管理を行われたい。</p>	<p>在庫の管理を適切に行うため、受払簿を平成28年12月1日から作成し、毎月末に受払簿と在庫数の照合を行うように改めた。 今後も適切に在庫の管理を行うよう努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年11月28日から同月29日まで）

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																											
<p>堺泉北埠頭株式会社</p>	<p>堺青果センター警備業務について、契約書上の契約期間が平成28年4月1日で終了しているが、このことに気付かず、経理規程に定める契約事務手続や新たな契約締結をしないまま、同じ事業者への業務委託を継続していた。</p> <p>委託契約の概要</p> <table border="1" data-bbox="513 653 1397 1073"> <tr> <td>業務名称</td> <td>堺青果センター警備業務委託</td> </tr> <tr> <td>契約締結日</td> <td>平成25年4月1日</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>平成25年4月1日から平成26年4月1日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>4,924,332円（消費税及び地方消費税を含む）</td> </tr> <tr> <td>自動継続の規定</td> <td> （自動継続） 第29条 契約期間満了の1ヶ月前までに文書による解約又は変更の申し出がない場合は同一条件を以って、さらに1年間契約を継続するものとする。 2 前項の継続期間は、平成28年4月1日を限度とする。 </td> </tr> </table>	業務名称	堺青果センター警備業務委託	契約締結日	平成25年4月1日	履行期間	平成25年4月1日から平成26年4月1日まで	契約金額	4,924,332円（消費税及び地方消費税を含む）	自動継続の規定	（自動継続） 第29条 契約期間満了の1ヶ月前までに文書による解約又は変更の申し出がない場合は同一条件を以って、さらに1年間契約を継続するものとする。 2 前項の継続期間は、平成28年4月1日を限度とする。	<p>平成28年4月2日以降の業務委託について、必要な措置を講じられたい。</p> <p>今後は業務委託書で定める事項について十分理解するとともに、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【堺泉北埠頭株式会社経理規程】 （固定資産等の決裁）</p> <p>第26条 2 契約事務手続については、別表(4)に定めるとおりとする。また、伺書による物品の購入及び修理は、購入・修理伺書（様式3）によるものとする。</p> <p>別表(4)</p> <p style="text-align: center;">契約事務手続 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1442 1010 2309 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">契約審査会の開催等</th> <th rowspan="2">見積書の徴収</th> <th rowspan="2">契約書等の作成</th> <th colspan="2">完了報告及び検収</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">③委託</td> <td rowspan="2">100万超</td> <td>1社</td> <td>50万超～150万以下 ・請書</td> <td>100万以下 ・課長確認</td> <td rowspan="2">・報告書 ・確認写真等</td> </tr> <tr> <td>2社</td> <td>150万超 ・契約書</td> <td>100万超 ・室長確認</td> </tr> </tbody> </table>		契約審査会の開催等	見積書の徴収	契約書等の作成	完了報告及び検収				③委託	100万超	1社	50万超～150万以下 ・請書	100万以下 ・課長確認	・報告書 ・確認写真等	2社	150万超 ・契約書	100万超 ・室長確認	<p>全社員対象の定例会において、本件監査結果を周知するとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p> <p>また、今回の監査受検時点においては、平成28年度の6か月が既に経過しており、入札等の手続により、現委託先事業者から変更となった場合には、警備機器の変更が生じ、前機器の撤去及び新設の工事等に期間を要することから、平成28年度については、現委託先事業者と平成28年4月1日からの一か年契約を締結した。</p> <p>なお、平成29年度からの契約については、平成29年1月に入札の手続を行っている。</p>
業務名称	堺青果センター警備業務委託																													
契約締結日	平成25年4月1日																													
履行期間	平成25年4月1日から平成26年4月1日まで																													
契約金額	4,924,332円（消費税及び地方消費税を含む）																													
自動継続の規定	（自動継続） 第29条 契約期間満了の1ヶ月前までに文書による解約又は変更の申し出がない場合は同一条件を以って、さらに1年間契約を継続するものとする。 2 前項の継続期間は、平成28年4月1日を限度とする。																													
	契約審査会の開催等	見積書の徴収	契約書等の作成	完了報告及び検収																										
③委託	100万超	1社	50万超～150万以下 ・請書	100万以下 ・課長確認	・報告書 ・確認写真等																									
		2社	150万超 ・契約書	100万超 ・室長確認																										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年10月24日から同月25日まで）